

長崎外国語大学 学友会会則

第1章 総 則

第1条 本会は長崎外国語大学学友会と称し、本部を本学キャンパス内に置く。

第2条 本会はキリスト教教育の精神に基づき、長崎外国語短期大学学友会とともに学生の自主的で責任ある学園活動を支持し、学内生活の向上と明朗で秩序ある健全な学生生活の発展を図ることを目的とする。

第3条 本会は長崎外国語大学の学生及び教職員によって構成する。

2 本会は学生及び教職員と学院並びに学生間の相互協力、連携により運営する。

第2章 組 織

第4条 本会に最高議決機関として総会を置き、そのもとに次の委員会を組織する。委員会の運営は長崎外国語大学の学生が行う。

- (1) 長崎外国語大学執行委員会
- (2) クラス代表委員会
- (3) 課外活動団体委員会
- (4) 会計監査委員会
- (5) 選挙管理委員会

2 前項による他、総会での承認により学校行事に関する実行委員会を組織することができる。

第5条 各委員会に次のとおり顧問を置く。

- (1) 長崎外国語大学総会 学生部長
- (2) 長崎外国語大学執行委員会 学生部長
- (3) 各課外活動団体と会計監査委員会 専任教員

第3章 総 会

第6条 総会は、本会の構成員全員をもって組織し、次の場合に招集する。

- (1) 定例総会（年2回）
- (2) 執行委員長、総会顧問が必要と認めたとき。
- (3) 全会員の5分の1が署名をもって要求したとき。

第7条 総会は全会員の2分の1の出席をもって成立する。ただし、委任状はこれを認め

る。総会における議決は、出席数の過半数をもって成立する。賛否同数のときは、議長団がこれを決する。

- 2 総会が定足数に達せず、出席者数（委任状を含む。）が会員総数の4分の1以上2分の1未満の場合は、議決事項を総会の日から1週間全会員に提示し、異議の申立てがない場合は、総会での議決とすることができる。
- 3 前項における異議の申立ては、全会員の10分の1の署名をもって総会の日から1週間以内に議長団に提出しなければならない。
- 4 議長団は、前項の異議の申立てがあった場合は、異議の申立ての日から2週間以内に総会を開催しなければならない。

第8条 総会の議長及び副議長は、その都度出席者の中から各1名を選出する。

第9条 総会は、次の事項を審議し、最終決定する。

- (1) 会則の改正
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 各委員会の役員の承認
- (4) その他の重要事項

第4章 執行委員会

第10条 執行委員会は本会を代表してその会務を掌る。

第11条 執行委員会は次の役員をもって構成し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 執行委員長 1名
- (2) 執行副委員長 1名
- (3) 執行委員
- (4) 会計 1名
- (5) 書記 1名

- 2 前項第3号の執行委員は、執行委員長及び執行副委員長が必要と認める人数を委員とする。

第12条 執行委員会は長崎外国語大学の学生自治にかかわる活動及び学園祭など学生同志の融和を図り、充実した学園生活を送るための活動の中心機関である。学園行事の運営においては、長崎外国語大学執行委員会は長崎外国語短期大学執行委員会とともに各学園行事ごとに合同の実行委員会を発足させ、相互に連絡し、協議するものとする。

第5章 クラス会議とクラス代表委員会

第13条 クラス会議は、学友会活動の基礎となるべきものであり、学友会活動の健全な発展のため関連に意見を交換し、学友会活動への積極的協力をしなければならない。

- 2 各クラスは、クラス委員2名を選出しなければならない。

第 14 条 クラス代表委員会は各クラスより選出された 2 名のクラス委員により編成する。
2 クラス委員は、クラス会議を召集し、本学の教育活動、学生活動及び学内行事への参加に関する事項を学生に伝達し、協議及び議決を行う。クラス委員は、クラス代表者会議を開き、執行委員会との連携により、学園行事の運営に協力するものとする。

第 6 章 課外活動団体委員会

第 15 条 長崎外国語大学の課外活動団体は、それぞれ代表者、会計を置き、当該年度の活動計画を作成し、学生支援室への届け出を行う。課外活動団体代表者（委員）は、課外活動団体代表者会議を開き、執行委員会との連携により、学園行事の運営に協力する。

第 7 章 会計監査委員会

第 16 条 会計監査委員は、学生の中から定例総会で選出された 2 名とする。監査委員の任期は 1 年とし再任を妨げない。

第 17 条 会計監査委員は本会全体の会計事務について、予算の収支状況及び財産の管理状況を監査し、会計事務の正常な運営を図る。

第 18 条 会計監査委員は 6 ヶ月に 1 回監査を行い、その結果を執行委員会に報告し、定例総会において再度報告しなければならない。

第 8 章 選挙管理委員会

第 19 条 選挙管理委員会は本会の選挙に関する一切の管理にあたる。

2 選挙管理委員の定員は 1 2 名とし、クラス代表委員の中からクラス代表委員会において選出する。

3 選挙管理委員長は委員の互選より決定する。

4 選挙管理委員の任期は 1 年とし再任を妨げない。

第 9 章 学生会員の権利と義務

第 20 条 本学の学生は、長崎外国語大学学友会に加入するものとし、次の権利と義務を有する。

(1) 本会全ての活動に参加し、活動による全ての利益を受ける権利を有する。

(2) 本会の運営について自由に意見を述べ、報告を受ける権利を有する。

(3) 所定の役員の選挙権と被選挙権を有する。

(4) 本会の会費を納入する義務及び決算報告を受ける権利を有する。

(5) 会則を守り、また議決事項その他、本会の秩序を守る義務を有する。

(6) その他、本会の健全な発展のために協力する義務を有する。

第10章 会計

第21条 本会の会計は長崎外国語大学執行委員会の会計が総括して管理する。

第22条 課外活動団体・委員会等の機関においては、各機関の会計がその機関の会計の管理を行うものとする。

2 会計は現金出納簿、財産目録及び領収書添付簿を添えて、金銭の出納を明瞭にし、執行委員会に報告する。

3 会計は会計監査委員から提示又は提出の要求があったときは、これを提示又は提出しなければならない。

第23条 本会の経費は、会費、臨時会費、寄付金及びその他の収入で支弁する。それらは、経理課が、執行委員会会計に代わって徴収及び保管事務を行う。

第24条 本会の予算は各委員会・課外活動団体等において立案された予算案を執行委員会に提出し、これを執行委員会において調査の上予算案を作成する。さらにクラス代表委員会において審議決定した後、これを総会に上程し承認を得るものとする。

第25条 本会の会計年度は、4月1日より3月末日までとする。

附 則

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。